

類型7-5) スポーツ・インテグリティ(高潔性)に問題がある場合

～八百長

<事例>

国際競技団体の調査で、あるスポーツ団体の代表チームの選手が、八百長(敗退行為)に関与していたことが判明しました。

スポーツ団体として、どのように対応すべきでしょうか。また、再発を防止するために、どのようなことに留意すべきでしょうか。

◆ 対応のポイント

スポーツ団体の関係者が敗退行為に関与していた場合は、スポーツ団体として、原因の究明、当事者の処分等適切な対応を採ることが求められます。

八百長行為は、①賭博の結果を左右するために競技結果を不当に歪めるもの(NPBにおける「黒い霧事件」が一例です)や、②本来競技結果によって得られる経済的利益を維持し、分配するために行われるもの(大相撲における互助的な性質の八百長行為が一例です)などがあります。選手、指導者、審判員その他の競技結果に直接または間接に影響を与える地位にある者による八百長行為は、当該競技のインテグリティを著しく低下させるものであります。敗退行為の関与が事実であるとすれば、厳格に処分する必要があります。

その他、③経済的な理由に限らず、敗退行為が行われる場面も考えられます。全ての敗退行為が競技のインテグリティを低下させるとは限りませんが、競技を「みる」者との関係で、選手が期待されるパフォーマンスを行わない結果、競技への信頼、信用が失われることが懸念されます。スポーツ団体としては、大会の規定等が敗退行為を誘導するものではないか、常に検証を繰り返す必要があります。

◆ コンプライアンス強化のための実践案

(1) スポーツ団体としての調査 ～迅速かつ公正な調査

敗退行為への関与の嫌疑が発覚した場合、まず、スポーツ団体として、迅速に事実関係を把握するため、敗退行為に関与した本人や関係者から詳細な事情聴取を行います。

もっとも、スポーツ団体内部の理事等のみが調査を行うと、調査の能力の限界から、事実認定に十分な調査を期待できないことも考えられます。事実認定に十分な調査を行う観点からは、弁護士や大学教員等、専門的な能力を有する者が関与して調査を行う必要があるでしょう。

また、スポーツ団体内部の理事等はもちろん、専門家であっても、従来の人間関係等から、公平かつ中立な調査を行えない可能性があります。公平かつ中立な調査が行われていないとの疑念が生じることは、その後の手続全体の信頼を揺るがせる懸念があります。したがって、公平かつ中立な調査を行う事が可能な人物であるか、調査の前段階、調査の途中、調査の完了時点の全ての段階において検証し、その結果を明示できるようにする必要があると考えられます。

敗退行為の調査は、個別の行為にフォーカスするだけではなく、統計学的な視点で行うことも重要であると考えられます。特定の条件に限ると競技結果が不自然な場合、敗退行為が行われた可能性があるかと疑うだけの理由があります。

(2) 関係者への説明

各種助成金¹⁷⁹を受け取っていた場合には、支給元に対して事件の内容を説明する必要が生じるでしょう。

受領していた助成金について、自主返納をするのか、また、返還を命じられた場合に返還をするのかについても関係者と十分に協議をする必要があります。

(3) 再発防止のための方法の検討

調査の結果を踏まえて、敗退行為が起きた原因の究明や、再発防止のための方法等を検討することも重要です。

賭博との関係でいえば、日本法上賭博が禁止されており、多くのスポーツ団体においては、

¹⁷⁹ 選手・指導者研さん活動助成金やオリンピック選手等強化事業助成等

国内で実施されている競技会が賭博の対象となっている認識に乏しいところです。しかしながら、技術の革新によって、海外で日本の競技会の情報が放映されることも珍しくなくなりました。いつ、どのような競技において八百長行為の働きかけがなされるか、スポーツ団体には予測不能な事態が生じてくる可能性もあります¹⁸⁰。

選手間の互助的な性質をもつ八百長行為については、競技の結果によって得られる経済的利益の差が大きい場面で、又競技の結果の操作が容易な場面で、八百長行為が起りやすいと考えられます。競技の結果の操作の容易性は競技の本質そのものでもあり得るため、是正は困難なことが多いと考えられます。他方、経済的利益の差を必要以上に大きく設定すると、八百長行為へのインセンティブが高くなります。競技活動と経済的利益が結びつく場面は、今後増えてくる可能性が高いと考えられるところ、各スポーツ団体は、経済的利益が選手やチームに与えられる競技会等を実施する場合に、八百長行為へのインセンティブが高まることを自覚して、大会規定等を整備しなければならないと考えられます。

敗退行為は上記に述べるような経済的理由と結びつくことが多いですが、トーナメントにおける対戦相手を自己の希望に沿うように誘導すべく、敗退行為を行った事例などもあります¹⁸¹。これらの敗退行為がすべて競技のインテグリティを低下させると断言することは早計です。たとえば、決勝トーナメントのドロー、試合会場、選手の疲労度等を意識して、予選トーナメントにおいて勝利を優先せずに、リザーブメンバーを出場させるなど、すべての試合で最大のパフォーマンスを求めないことが、競技における「常識」として許容されている場合もあります。

しかしながら、敗退行為が選手間の競争という競技の本質を歪める可能性があることは否定できません。何よりも、競技を「みる」者との関係で、選手が期待されるパフォーマンスを行わない結果、競技への信頼、信用が失われることが懸念されます。この関係でも、大会規定等の内容が行き過ぎた敗退行為を誘導することのないよう、スポーツ団体は常に検証する必要があるといえます。

(4) 処分の在り方 ～弁明の機会と処分の適正

調査の結果、敗退行為が事実であれば、社会的非難の程度や事案の性質に応じ、敗退行為を行った者に対する処分を行うことになります。

スポーツ団体による処分は、処分の対象者にとって著しい不利益をもたらすので、本人に弁

¹⁸⁰ 例として TIU の活動によって発覚したテニス選手の事案などがあげられます。

<http://www.tennisintegrityunit.com/storage/app/media/Junn%20Mitsuhashi%2016%20May%202017.pdf>

¹⁸¹ 例としてロンドンオリンピックバドミントン競技における無気力試合 (Code of Conduct - Sections 4.5 and 4.16 respectively - with “not using one’s best efforts to win a match” and “conducting oneself in a manner that is clearly abusive or detrimental to the sport”) があげられます。

<http://olympics.bwfbadminton.com/news-single/2012/08/01/london-2012-four-pairs-have-been-disqualified/>

明の機会を与える必要があります。

また、処分を決定する上で重要なことは、問題となっている行為と処分の均衡です。不祥事の内容に比べて、過度に緩やかな、あるいは過度に厳しい処分を課すことは、処分の適正さに疑いを生じさせることになりかねません。処分を決める上でも、調査の場合と同様に、スポーツ団体外の有識者の関与を検討すべきでしょう。

一般論としては、敗退行為は競技及びスポーツ団体のインテグリティを著しく低下させる行為であり、相当重い処分を下すことが検討されるべきものといえます。

スポーツ団体が処分を課す際には、処分の対象となった者に対して、処分の内容とその理由を直接説明します。

当事者が処分に対して不服がある場合には、処分の適法性・妥当性について、公正・中立な立場にある第三者の判断を仰ぐ機会が与えられる必要があります。処分を通知する場合には、あわせて、処分に対する不服申立てができること、そしてその手段についても説明すべきです。

(5) 再発防止策の実施

スポーツ団体内部における不祥事の発生を防ぐためには、常日頃から、次のような方策を講じることが大切です。

① 各スポーツ団体における倫理規定、ガイドラインの作成

敗退行為自体を明確に禁止行為とし、処分基準を設けている例は決して多くないと考えられます。敗退行為はスポーツ団体の信用を毀損することであることは比較的明白であるため、包括規定（「その他等団体の信用を毀損するとき」など）で対応することができるものとは思われますが、可能な限り、明確な規定を定めるべきとも考えられます。

② コンプライアンス委員会や倫理委員会の設置

スポーツ団体の内部において、このような問題が発生しないよう、今後の取組みを推進するコンプライアンス委員会や倫理委員会の権限を明確にし、コンプライアンス担当理事を設置するなど、責任者や担当者を明確にすることが重要です。

なお、コンプライアンス委員や倫理委員には、法律の専門家等、スポーツ団体外の第三者に関与してもらうことも検討すべきでしょう。

③ 相談窓口の設置

法律の専門家やカウンセラー等、スポーツ団体外の第三者の関与も検討すべきでしょう。

④ 関係者に対するコンプライアンス教育啓発活動

スポーツ団体の役職員やコーチ、監督等指導者らを対象とした定期的な研修会等の実施や、パンフレット等の情報資料の配布等が考えられます。特に、敗退行為の働きかけは、いつ、どのような形で行われるか、予測がつかないところです。競技の本質を害さないため、類型を問わず、不当な働きかけに応じないことが重要であることを、広く伝えていく必要があります。

(6) 広報 ～社会からの信頼回復

敗退行為は、スポーツ団体の社会的信用を大きく損ねます。一旦敗退行為が起きてしまった場合、スポーツ団体の社会的信用を回復するため、対外的な広報を行う必要があります。処分内容、不祥事が起きた原因と、それを踏まえての再発防止策、スポーツ団体としての謝罪の表明等を広報することが考えられます。

事実関係を公表する場合には、処分の対象者のプライバシーに十分に配慮する必要があります。また、賭博等の刑事事件に発展し、捜査が進行中の場合には、捜査機関から、情報を公開しないように求められる場合もあるでしょう。

さらに、一定期間を経た後での、再発防止策の達成状況を検討し、対外的に情報公開を行うことも重要です。

◆ (参考) 処分基準(スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドラ
イン 別紙6 モデル処分基準¹⁸²⁾)

V 競技結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為(八百長等)

【標準例】

スポーツ団体に登録のある選手が、自身が参加する試合において八百長行為を働いた。

原則として無期の登録資格停止又は登録資格剥奪とする。

¹⁸² http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_12.pdf

◆ スポーツ界におけるコンプライアンス強化ガイドライン参照部分

- ・ 37 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (2) 法令遵守」¹⁸³
- ・ 41 ページ 「1 コンプライアンス強化全般に関するガイドライン (4) NF 組織運営におけるフェアプレーガイドラインの遵守」¹⁸⁴
- ・ 45 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (1) コンプライアンス推進組織の設置」¹⁸⁵
- ・ 63 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (2) 司法機関(懲罰制度、紛争解決制度)の構築」¹⁸⁶
- ・ 121 ページ 「2 コンプライアンス強化のための組織基盤整備に関するガイドライン (3) 危機管理体制・不祥事対応体制の構築」¹⁸⁷
- ・ 129 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (1) スポーツ団体役員向け[組織マネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁸⁸
- ・ 143 ページ 「3 コンプライアンス強化のための教育に関するガイドライン (2) 選手・指導者向け[フィールドマネジメント]のコンプライアンス教育の実施」¹⁸⁹

◆ NF 組織運営におけるフェアプレーガイドライン参照部分

- ・ 166 ページ 「7 NF のインテグリティ(高潔性)に関するフェアプレーガイドライン(2) スポーツの結果に影響を及ぼす不正行為の防止」¹⁹⁰

¹⁸³ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁸⁴ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_04.pdf

¹⁸⁵ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁸⁶ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁸⁷ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_05.pdf

¹⁸⁸ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁸⁹ http://www.jsaa.jp/ws/compliancereport2017_02_06.pdf

¹⁹⁰ http://www.jsaa.jp/ws/goverreport2014_02_10.pdf

【参考文献】

- 山崎卓也「Integrity 問題の法的な論点整理と国際的傾向」『スポーツ法学会年報』20 号 42 ページ。
- 望月浩一郎「大相撲における Integrity 問題－八百長問題を中心に－」『スポーツ法学会年報』20 号 53 ページ。